

社会福祉法人ことの葉会 が発注する「さいたまひなた保育園内装工事」の一般競争入札について以下の通り公告する。

2023年10月23日

法人名 社会福祉法人 ことの葉会
代表者 理事長 柳原 和歌子

1. 入札対象工事

- | | |
|----------|---|
| (1) 工事名称 | さいたまひなた保育園内装工事 |
| (2) 工事場所 | 埼玉県さいたま市緑区大字大門字行谷1278番の一部 |
| (3) 工事概要 | 新築建物における認可保育所の内装工事 建築面積 241.15㎡ 延床面積 388.00㎡ 構造 鉄骨造2階建て(耐火建築物) |
| (4) 工事内容 | 建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事、厨房設備工事 |
| (5) 予定工期 | 2023年12月1日から2024年3月15日まで(諸官庁検査済証等取得まで) |

2. 入札方法等

- | | |
|------------|----------|
| (1) 入札方法 | 一般競争入札 |
| (2) 予定価格 | 有(非公開) |
| (3) 最低制限価格 | 有(非公開) |
| (4) 入札保証金 | 有(免除条件有) |

3. 入札参加資格

- (1) 建設業許可を有しているもの
- (2) 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(建築工事)に登載されている単体企業で格付けがA級もしくはS級である者
- (3) 過去5年以内に下記の条件を満たした3件以上の保育施設の施工実績がある者
 - ・埼玉県内にて整備したものであること
 - ・1件以上の認可保育所を含むこと
- (4) 本店所在地がさいたま市であること
- (5) さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要項(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要項(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと
- (6) 入札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る

- (7) 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていないこと
- (8) 本公告日において、名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること
- (9) 当法人役員が役員をしている企業及びその企業と親子関係にある企業でないこと

4. 一般競争入札参加資格等確認申請書・一般競争入札参加申込書の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は参加申請受付期間内に以下を提出することで入札参加申請をしなければならない
- (2) 受付期間 2023年10月23日(月)から2023年10月30日(月)午後4時00分まで(必着)
- (3) 提出書類
 - ・一般競争入札参加資格等確認申請書
 - ・一般競争入札参加資格確認資料
 - ・さいたま市建設工事等入札参加業者資格審査通知書の写し
 - ・建設業許可の写し
 - ・直近の経営規模等評価結果通知書の写し
 - ・過去の施工実績を称する資料
- (4) 提出方法 郵送または持参
※持参の場合は持参する前日までに下記(6)の連絡先へ電話にて連絡すること
- (5) 提出(郵送)先 〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-188-1-5F
社会福祉法人 ことの葉会 関根 周策 宛て
- (6) 申込みに関する問い合わせ
担当 : 関根 周策
電話 : 048-645-9255 Eメールアドレス : hinatajim1@yahoo.co.jp
- (7) その他 提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認書類は返却しない

5. 入札参加資格確認通知・関係書類(設計図書等)の配布

- (1) 入札参加資格確認審査後、2023年11月1日(水)に参加資格の有無について入札参加資格申請者全員に電子メールにて通知を行う
- (2) 入札参加資格が有と確認された業者には、2023年11月2日(木)着で関係書類(設計図書等:CD-ROM)を社会福祉法人 ことの葉会から郵便または宅配便にて発送し配布する
CD-ROMを受領した業者は、4.(6)の問い合わせ先に電子メールにて通知すること(件名は「設計図書等受領確認」とする)
- (3) 配布した設計図書等(CD-ROM)は入札日に持参し、返却するものとする
- (4) 現場説明会は開催しない

6. 設計図書等に関する質疑について

- (1) 設計図書と共に配布する質疑書(エクセルファイル)に質疑事項を入力し下記メールアドレスへ送付すること
 - ・設計図書・工事等に関する質疑
 - 12. 「問い合わせ先」の設計書に関する問い合わせ先
 - ・契約内容等についての質疑
 - 12. 「問い合わせ先」の入札に関する問い合わせ先
- (2) 件名を「設計図書等に関する質疑」とすること

- (3) 質疑がない場合も質疑なしとして質疑書を提出すること
- (4) 質疑受付期間 2023年11月2日(木)から2023年11月8日(水) 午後5時00分まで
- (5) 質疑に対する回答については、2023年11月10日(金) 午後5時00分までに入札参加者全員に電子メールにて回答する(回答がない場合には、上記担当まで問い合わせること)

7. 入札日程

- (1) 入札日時 2023年11月27日(月) 午前10時00分
- (2) 入札場所 新都心ひなた保育園 2階会議室
住所 : さいたま市大宮区北袋町2-343
- (3) 入札方法 入札書を封筒に入れて封緘・封印の上、提出
- (4) 開札 入札後即日開札とする

8. 入札についての注意事項

- (1) 代理人が入札する場合は委任状を提出すること
- (2) 入札を辞退する場合は入札辞退届の提出により申し出ること
- (3) 入札参加者は入札金内訳書を提出すること
- (4) 入札参加者が連合し、または不正行為等により入札を公正に執行することができないと認められる場合、または当法人の都合により入札を中止する場合がある
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行わないこと
- (6) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること
- (7) 下記のいずれかに該当する入札は無効である
 - ①入札参加資格がない者がした入札
 - ②郵便、電報、電話、ファクシミリ、電子メールによる入札
 - ③不備がある入札金内訳書を提出した者の入札
 - ④談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ⑤虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札
 - ⑥入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
 - ⑦次にあげる入札をした者がした入札
 - ・入札書に押印がないもの
 - ・訂正した記載事項の箇所に押印のないもの
 - ・押印された印影が明らかでないもの
 - ・記載すべき事項の記載のないもの、及び記載した事項が明らかでないもの
 - ・委任状を提出しない代理人がしたもの
 - ・他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - ・2以上の入札書を提出した者、または2以上の者の代理をした者がしたもの
 - ⑧前各項目に定めるものの他、公告に示す事項に反した者が入札したもの

9. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した事業者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。なお最低価格で落札した事業者であっても見積書の内容に不備があった場合は、落札失格とすることができる。その場合は順次最安価格の事業者の見積書を精査し、適正と認められた事業者とする。失格となった事業者へはその理由を文書にて通知する
- (2) 初度入札において予定価格の範囲内かつ最低価格制限以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。再度入札は1回限りとする。再度入札に参加できる者は初度入札に参加した者に限る。(初度入札において、無効になった者及び失格となった者を除く)
初度入札に参加するものが1者のみの場合は、1回のみ入札を行い再度入札は行わない
- (3) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、下記①及び②の場合に限り、下記の条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする
 - ①希望者に契約締結の意思がある場合(最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は、順次に低い価格で入札した者を対象とする)
 - ②再度入札において、入札に応じる者が1者のみとなった場合
 - 条件1: 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること
 - 条件2: 交渉の過程で予定価格を明らかにしないこと
 - 条件3: 入札にあたっての条件等を変えないこと
 - 条件4: 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び業者が記名・捺印すること
- (4) 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する

10. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金及び契約保証金は下記のとおり定める。なお、取扱いについては、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)の規定に準じて次のとおり定める
 - ・入札保証金 : 入札金額の5/100 支払方法:口座振込
 - ・契約保証金 : 契約金額の10/100 支払方法:口座振込
- (2) 法人は、次に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる
 - ア 入札に参加しようとするものが、保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき
 - イ 3で定める入札参加資格を有する者で過去2年の間に国(独立行政法人を含む。以下同じ)又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したのについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと法人が認めるとき
 - ウ 上記ア・イに掲げるもののほか、入札に参加しようとする者が、契約を締結しないこととなるおそれがないと法人が認めるとき
- (3) 法人は、次に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる
 - ア 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき
 - イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき

ウ 契約の相手方が過去2年の間に国(独立行政法人を含む。以下同じ)又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したのについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

エ 上記ア～ウに掲げるもののほか、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと法人が認めるとき

11. 契約方法等

- (1) 工事請負契約に関する細目は民間(七会)連合協定工事請負契約約款に準拠する
- (2) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、さいたま市等からの指導があった場合には、これに従うこと
- (3) 一括下請契約を行わないこと
- (4) 本契約の締結は本法人の理事会で承認を受けた1週間以内とする
- (5) 納期までに完了しなかったことにより補助金交付取り消しまたはその交付が減額された場合は、工事費に対し、補助金交付減額分を支払わない。ただし、納期までに完了しなかった責任が受注者にはないと社会福祉法人 ことの葉会が認めた場合はこの限りではない
- (6) 請負代金の支払い時期に関しては以下とし、詳細については工事請負契約前に定めるものとする
工事完了引渡し後(完了検査済証受理後かつ補助金交付後10日以内)： 全額(現金にて)

12. この公告に関する問い合わせ先

・入札に関する問い合わせ先

社会福祉法人ことの葉会 担当者： 関根 周策

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-188-1-5F

電話： 048-645-9255 Eメールアドレス： hinatajim1@yahoo.co.jp

・設計書に関する問い合わせ先(設計監理者)

有限会社パン・プランニング 担当者： 後藤 典子

〒151-0064 東京都渋谷区上原1-17-3-301

電話： 03-5452-0617 Eメールアドレス： goto@pann.co.jp